

# 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

## 三仁会通所リハビリテーションぷらす運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人三仁会が開設する春日井整形あさひ病院（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションに当たっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。

介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 三仁会通所リハビリテーションぷらす

所在地 春日井市下原町字村東 2051 番地 1

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

1 単位目	医師	1 名以上 (常勤)
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 名以上
	看護職員・介護職員	5 名以上

2 単位目	医師	1 名以上（常勤）
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 名以上
	看護職員・介護職員	5 名以上

従業者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日  
土曜・日曜・祝日及び年末年始は休業
- ② 営業時間 8時30分～17時30分とする。
- ③ サービス提供時間 月曜～金曜 1単位目9時30分～12時40分  
2単位目13時45分～16時55分とする。

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- ① 1 単位目 43 名
- ② 2 単位目 43 名

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

第7条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。また、送迎を利用している利用者で休みの連絡がなく自宅まで迎えに行った場合、一律500円のキャンセル料を徴収する。

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、春日井市、小牧市とする。  
送迎の実施地域は、春日井市全域、小牧市全域とする。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

#### (非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防火計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

- ・ 防災管理者は、事業所の防災管理者が行うものとする。
- ・ 火元責任者は、通所リハビリテーションの責任者が行う
- ・ 風水害、降雪、暴風警報、地震等の災害の警報が発令された時など、送迎が安全に行えないと判断した場合、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの業務を取りやめとする。業務中に警報が発令された時はただちに家族へ連絡し、できる限り利用者宅まで送り届ける。  
また、この際の振替利用は行わない。

#### (事故発生時の対応)

第11条 事業所は、事故が発生した際には速やかに適切な対応を行う

- ・ 利用者がサービスを受けている最中に事故が発生した場合、応急処置などの緊急処置を行った処置者から、連絡を受けた管理者及び担当者が家族に連絡を行う
- ・ 同一法人で診察を行った場合、利用者は健康保険証を提示し窓口の負担金についても法令通り支払うものとする。
- ・ 事故の状況、医師の診断の内容を管理者及び担当者が把握し、介護保険者である市町村に対し事故発生当日に電話で必ず報告を行い、後日報告書の提出を行う。

#### (虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - ② 虐待防止のための指針の整備
  - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年に1回以上）
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (その他、運営についての留意事項)

第13条 事業所は、介護職員等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- ③ 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④ 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- ⑤ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人三仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成 28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 28年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成 28年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成 31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。

別紙 送迎範囲

新
<春日井市>
全域
<小牧市>
全域